

東社労第104号
平成27年5月14日

統括支部長
支部長 各位

東京都社会保険労務士会
会長 大野 実
(公印省略)

自主的に成立手続きを行った場合の
労働保険料の徴収の取扱いについて

時下 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当会の事業運営につきまして、格別なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記取扱いにつきまして、平成27年5月1日付別添東労徴発第32号にて東京労働局労働保険徴収部長より「自主的に成立手続きを行った場合の保険料の徴収の取扱い」について情報提供がありました（平成27年3月27日付基徴収発0327第4号・厚生労働省労働基準局労働保険徴収課長発出文書添付済み）。

つきましては、下記についてご理解を賜りますとともに、貴支部所属会員に周知くださいますようお願い申し上げます。

なお、本件については、近日中に本会ホームページへ登載し、会員周知することとしておりますので申し添えます。

また、詳細につきましては、お近くの労働基準監督署窓口へご確認くださいませよう併せてお願いいたします。

記

1. 未手続事業所に係る労働保険料については、当該事業場の事業主が労働保険の適用事業を開始した日まで遡及して徴収することが原則であるが、事務処理状況を踏まえ、当該取扱いを下記のとおり改める。

「当該成立手続きを行う日の属する保険年度の初日から労働保険料を徴収することとして差し支えないこと。」

↓

「当該成立手続きを行う日の属する保険年度の初日から労働保険料を徴収すること。但し、次の場合には、原則通り遡及して労災保険分と雇用保険分を徴収すること。」

- ア 事業主に対して、自主的に成立手続きを行うことにより、当該年度の初日から労働保険料を徴収することについて説明したが、事業主が原則とおり遡及して保険料を納付することを申告したとき。
- イ 当該事業場の労働者が、雇用保険の被保険者資格の有無の確認請求があったとき。」

(担当：業務課 安藤・坂口)



基徴収発0327第4号
平成27年3月27日

都道府県労働局
総務部（労働保険徴収部）
労働保険徴収主務課（室）長 殿

厚生労働省労働基準局
労働保険徴収課長

自主的に成立手続を行った場合の保険料の徴収の取扱いについて

標記の件については、平成17年3月31日付基徴収第0331001号「労働保険の未手続事業一掃対策における取組に係る留意事項について」記の7「未手続事業場に係る労働保険料については、当該事業場の事業主が労働保険の適用事業を開始した日まで遡及して徴収することが原則であるが、未手続事業場の加入促進を図ることが、労働保険適用徴収業務の重要課題であることから、事業主が自主的に成立手続を行った場合については、当該成立手続を行う日の属する保険年度の初日から労働保険料を徴収することとして差し支えないこと。」と通知していたところであるが、事務処理状況を踏まえ、当該取扱いについて、下記のとおり改めるので、事務処理に遺漏なきよう取り扱われたい。

なお、当該取扱いについては、業務が適正に行われるよう職業安定部と連携を図られたい。

記

記の7の（1）中「当該成立手続を行う日の属する保険年度の初日から労働保険料を徴収することとして差し支えないこと。」を

「当該成立手続を行う日の属する保険年度の初日から労働保険料を徴収すること。但し、次の場合には、原則どおり遡及して労災保険分と雇用保険分を徴収すること。

ア 事業主に対して、自主的に成立手続きを行うことにより、当該年度の初日から労働保険料を徴収することについて説明したが、事業主が原則どおり遡及して保険料を納付することを申告したとき。

イ 当該事業場の労働者が、雇用保険の被保険者資格の有無の確認請求があったとき。」

に改める。